

宝塚西高校 生徒指導に係るルール

令和3年6月23日

教職員には、とりわけ高い倫理観が求められ、十分自覚を持ち、責任ある行動を心がけることが求められています。同僚の教職員に、倫理観の乏しいと見られる言動があった場合はもとより、異性の生徒との接し方に課題があると感じた場合は、管理職はもちろん、同僚同士の間でも声を掛け合い、注意喚起することも必要です。

公私を問わず、特定の生徒と必要以上に密接に行動を共にすることは避け、以下の点に留意し、生徒との適切な関係を保ち、県民の理解を得る行動をとることが求められています。

1 生徒との携帯電話又はメール・SNSの使用について

(1) 携帯電話の使用について

生徒への連絡は、生徒の携帯電話には行わず、保護者を介した連絡を行う。やむを得ず生徒に直接電話連絡する際は固定電話に連絡を行う。

(2) メール・SNSの使用について

- ① 教職員と生徒との間での使用は、教育活動（部活動指導・行事指導等）の必要時に限ることとし、メールやSNSを通じての私的なやり取りは行わない。
- ② 教育活動の必要時であっても、メールやSNSを通じて生徒と直接的なやり取りを行う場合には、事前に管理職の許可を得るとともに、あらかじめ連絡方法についての保護者の承諾を得る。その際、複数の教職員が参加することにより、情報を共有し、透明性を高める。

2 生徒相談等の実施方法について

- ① 面談や家庭訪問等で行い、メールやSNSは使用しない。
- ② 原則として、校内又は保護者在宅の生徒宅で実施する。
- ③ 校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- ④ 複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず1対1で面談等を実施する場合は、部屋の窓や扉を開ける等密室状態にならないよう配慮する。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ① 原則として、自家用車には生徒を乗せない。
- ② やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

4 その他

(1) 管理職から許可を得る方法

教育活動における連絡等でメール等を使用する場合には、あらかじめ連絡先のリストを作成し、目的や使用する相手生徒等の必要事項を記入して許可を得る。

(2) 保護者から承諾を得る方法

事前の電話連絡、学級通信等の文書・通信の送付により承諾を得る。